

「ほくでんガス新規ご契約キャンペーン 2024」実施規約

北海道電力株式会社（以下「当社」といいます）が実施する「ほくでんガス新規ご契約キャンペーン 2024」（以下「当CP」といいます）について、実施規約（以下「本規約」といいます）を以下のとおり定めます。

1. 特典内容

- 当CPは、原則 2024 年 8 月分～9 月分料金および 2024 年 11 月分～2025 年 2 月分料金（以下「割引期間」といいます）の 6 ヶ月分、基本料金相当額を差し引いたうえで、ガス料金を請求いたします。
※ただし、基本料金相当額を差し引いたガス料金が負となる場合は、ガス料金は零といたします。

2. 適用条件と注意事項

- 当CPは、原則 2024 年 2 月 1 日から 2024 年 4 月 30 日までに、当社へ新たにガス需給契約を申し込みされ、且つ、次のすべての条件を満たすお客さまを対象（以下「対象者」といいます）に 1. 特典内容に記載の特典を進呈いたします。
 - (1) ガスの需給開始日が 2024 年 2 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までの期間内であること
 - (2) 以下のガス料金プランでご契約いただくこと
ほくでんガスプラン（一般料金）／ほくでんガスプラン（FF暖房給湯）／
ほくでんガスプラン（家庭用セントラルヒーティング）〔ホッと上手〕／
ほくでんガスプラン（暖房プラス）
 - (3) 原則として、当社が別に定める[電気ガスセット割引要綱](#)の適用を受けること
 - (4) ガスの需給開始日以降、当社と 1 年以上解約することなく需給契約を継続いただくこと
- 割引期間に、ガス料金プランを変更された場合、当CPの適用を終了いたします。
※ただし、当社の都合によりご契約内容を変更する場合があります。
- 当CPは、原則他のキャンペーンと併用できません。

3. 応募方法

- 当CPは、当社へ新たにガス需給契約のお申し込みをされる際、同時に当CPのお申し込みをいただくことで、応募受付を完了いたします。

4. 精算金

- 当社は、対象者が、ガスの需給開始日以降、1 年未満で需給契約を解約したことを確認した場合、原則として差し引いた基本料金相当額を精算金として申し受けます。ただし、対象者の止むを得ない理由（引越し等）により、需給契約の継続が不可能となる場合を除きます。

5. 本規約の変更

- 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本規約を変更する場合があります。

以 上